

第 4 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～ 刑事手続への関与拡充への取組について（基本法第 18 条関係） ～

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第 18 条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

第 4 回検討会においては、基本法が求めるこの基本的施策に関し、現状と犯罪被害者等の要望を踏まえ、今後講ずるべき犯罪被害者等のための施策を検討する必要がある。また、少年保護事件は、その審判手続について刑事手続と異なる性格を有しており、同列に扱うことはできないが、少年保護事件に関する情報開示や参加を求める犯罪被害者等の要望を踏まえ、施策を検討する必要がある。

基本法第 18 条関係

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

〔現状認識〕

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の推移及び結果に重大な関心を有し、その正当な解決を期待するのは当然である。刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度としては、平成 12 年に行われた刑事訴訟法の改正により、被害者の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲が拡大されるなどしている。少年保護事件においては、同年の少年法の改正により家庭裁判所による被害者の意見聴取の制度が導入されるなどしている。また、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等の要望が寄せられており、現状について、犯罪被害者等は証拠品に過ぎないと批判する意見もある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第 18 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策として、

- ・ 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供

- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- 起訴への関与等¹
- 公訴参加制度の導入等²
- 公的弁護人制度の導入³
- 少年保護事件への参加等⁴
- 刑事司法手続に関する情報提供の充実⁵
- 捜査に関する情報提供等の充実⁶
- 不起訴事案に関する情報提供⁷
- 判決確定後の加害者情報の提供⁸
- 加害者の処遇に関する意見陳述等⁹
- 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等¹⁰
- その他刑事司法の充実等¹¹

が要望されている。

注1) 起訴への関与等に係る要望の詳細

- ・ 被害者に刑事私訴の権利を認めてほしい。
- ・ 起訴不起訴に関する異議申立権
- ・ 検察審査会の決定事項に拘束力をもたせること。
- ・ 刑事私訴権を認めない場合、検察審査会の判断に法的拘束力を持たせてほしい。
- ・ 解明できない疑惑がある場合は、「解明できないから不起訴」とせず、必ず起訴してほしい。
- ・ 被害者が、「自分の被害を正しく認定されなかった」「不当にも起訴につながらなかった」と感じる場合などに利用できる（「検察審査会」などとは別に）犯罪被害者のための申立制度の創設。

注2) 公訴参加制度の導入等に係る要望の詳細

- ・ 捜査公判書類の謄写閲覧請求権、証拠提出権、証人尋問権、被告人に対する質問権、裁判の結果に対する不服申立権等を認めてほしい。
- ・ 犯罪被害者等の質問権を保障してほしい（被告人や情状証人が被害者の心情に配慮せず被害者の名誉を傷つけたり、言いたい放題言っているのを黙って聞いているのは耐え難いという被害者や遺族が多い）。
- ・ 被害者の質問権、証拠を請求・検討する権利を認めてほしい。
- ・ 証人尋問権、意見陳述権等の保障

- ・ 意見陳述のみでなく、公判中も検察官、弁護士と同等の権利を与え、逐一意見交換ができる権利
- ・ 被害者の不服申立権、上訴権を認めてほしい。
- ・ 犯罪被害者の司法参加を促進してほしい。
- ・ 刑事訴訟法を改正し、被害者が当事者として刑事裁判に参加できること。
- ・ 犯罪地と被告人の住所、居所が離れている場合は、被告人の居所で行われていることが多いが、犯罪地で刑事裁判を行うことができるようにしてほしい。
- ・ 検察官には、もっと被害者と向き合い個々の被害の状況を裁判に反映してほしい。そうでなければ被害者の訴訟参加を認めてほしい。
- ・ 検察官の一存で証拠を不要と判断することのないようにすること。
- ・ 刑事裁判において、被害者が事件に関与する法律上の権利を認めてほしい。
- ・ 公判に視覚的な工夫を取り入れ、審理内容を誰にでもわかりやすいものとする。
- ・ 公判中の録音を許可すること。
- ・ 起訴状、冒頭陳述書、判決、控訴趣意書を犯罪被害者に交付すべきではないか。
- ・ 開廷日時の決定に際しては、犯罪被害者の意見を聴取すべきではないか。

注3) 公的弁護士制度の導入に係る要望の詳細

- ・ 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護士制度の創設
- ・ 被害者（遺族）にも国選弁護士を付けられるようにする。
- ・ 突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による弁護士が24時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要
- ・ 犯罪被害者支援弁護士制度を創設してほしい。
- ・ 被害者に国選の代理人を付けてほしい。

注4) 少年保護事件への参加等に係る要望の詳細

- ・ 死亡事件や重篤な事件に係る少年審判において被害者の傍聴権を保障してほしい（少年事件では未だ犯罪少年の保護のみが重視されており、被害者がカヤの外に置かれている）。
- ・ 少年審判、精神障害者の審判で質問権・意見陳述権を認めてほしい。
- ・ 少年事件においても刑事裁判と同様の事実認定の実施と情報提供をしてほしい。
- ・ 少年事件であっても、被害者が死亡したり重大な障害を負った場合には、刑事手続をとるべき。
- ・ 少年事件の被害者についても基本法の対象とすべき。

注5) 刑事司法手続に関する情報提供の充実に係る要望の詳細

- ・ 公判日等を原則として通知してほしい（被告人に対する黙秘権のように、拒絶の意思が明らかでない限りは、原則として第1回公判以降の公判期日・場所を通知する）。

- ・ 被害者の意見陳述・証人尋問などの権利を明記したパンフを作成する。
- ・ 司法解剖を行う際、十分な説明をしてほしい。
- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」(警察庁)及び冊子「被害者の方々へ」(検察庁)の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化
- ・ 犯罪被害者等の必要情報（警察・検察・裁判所での）提供を一本化する。

注6) 捜査に関する情報提供等の充実に係る要望の詳細

- ・ 調書等捜査情報の早期提供及び早期開示
- ・ 捜査情報をリアルタイムに被害者に提供する義務を負わせるべき。
- ・ 被害者に刑事事件の供述調書や証拠の全てを開示すべき。
- ・ 捜査情報の開示を被害者に対して積極的にできるように、刑事訴訟法第47条を改正すること。
- ・ 捜査の早い段階で交通事故調書の開示を行い、被害者、加害者双方が事故の真相を知ることができるようにすべき。
- ・ 起訴前からの捜査情報の開示
- ・ 捜査段階早期に捜査情報の開示をしてほしい。
- ・ 捜査記録等の手持ち証拠は全て被害者（遺族）にも開示（謄写、閲覧）すべき（弁護人に不同意とされたもの、検察官が不要としたもの等全てを含む）。
- ・ 警察が何を捜査したのか、捜査した項目と担当警察官の名前を書類で被害者に通知してほしい。
- ・ 実況見分調書（目撃者、加害者）と供述調書をできるだけ早期（遅くとも1週間以内）に作成すること。実況見分調書の作成が出来たら、警察から遺族の元に出向いて、事故の詳細を知らせるようにすることを義務化すること。
- ・ 実況見分調書及び加害者の供述調書について、当事者に対し事故直後からの開示を可能にする。
- ・ 事故当日の現場写真は、事故の状況説明とともに開示すること(事故後2～3週間以内に)。
- ・ 徹底した警察初動捜査と捜査進捗状況の連絡的確な実施
- ・ 科学的初動捜査の充実と捜査状況等の連絡及び説明
- ・ 警察の調書作成が誘導になりがちなので、改善してほしい。
- ・ 未解決事件においても、捜査に関係のないことはできる限り教えてほしい。
- ・ 被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。
- ・ 被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。

- ・ 警察の捜査資料が開示されないか不十分なため、事件内容を知るためのアドバイスをしてほしい。
- ・ 交通事故が起きた場合、警察が責任をもって被害者家族に連絡をすること。
- ・ 検察庁における真摯な捜査と検察官・被害者遺族間のコミュニケーションの実施
- ・ 検察官と被害者遺族が対話できる時間をもっと作ること。被害者の意見を聴取する方法を見直す（カウンセラーの同席等もっと被害者の立場を考える）
- ・ 現行法・制度の運用及び活用をする場合は、関係機関からの被害者への周知徹底を義務付け、さらに期限を設けての見直しを実施する。
- ・ 通知の徹底、いろいろな被害者通知制度、これは性被害者の場合、非常に再被害におびえるので、これは徹底していただきたい。
- ・ 被害者等通知制度が不十分ではないか。
- ・ 加害者死亡事件、長期未解決事件の記録を閲覧謄写できるようにすべき。

注7) 不起訴事案に関する情報提供に係る要望の詳細

- ・ 不起訴事案については、被害者遺族・家族へ、透明かつ十分納得を得られるよう、最善策を講ずる。
- ・ 不起訴には遺族が納得し尽くす説明をすること。
- ・ 精神障害者の不起訴事件の記録を閲覧謄写できるようにすべき。
- ・ 不起訴処分になった場合、なぜ不起訴になったのかがわからず、納得ができない。通知されても簡単な内容でしかないので、きちんと判断してもらえたのか不信感が残ってしまう。検察審査会に訴えたとしても、検察の言い分しか聞いてもらっていないように感じるがあった。被害者の言い分も十分に聞いてほしかった。
- ・ 不起訴になった場合に、被害者にその理由を情報提供する。

注8) 判決確定後の加害者情報の提供に係る要望の詳細

- ・ 保護観察において、被害者の希望に応じて加害者の情報を継続的に提供すべき。
- ・ 被害者の希望に応じて、加害者の処遇情報を継続的に提供すべき。
- ・ 仮出獄情報、刑期満了者の帰住地情報を開示する。
- ・ 犯罪被害者に対し、刑の執行状況の通知が必要ではないか。
- ・ 加害者の出所時期や当初の住所だけでなく、職場、その後の住所移動を被害者に情報提供する。
- ・ 刑務所内で有効な加害者の更生プログラムを実施し、それへの加害者の参加状況、矯正の程度などを被害者の求めに応じて被害者に開示すること。
- ・ 加害者がどこに収容されているのか、いつ出所するのか等の情報を知りたいと希望する被害者に情報を知らせてほしい。知らせてほしくない人もいるので、被害者の意向をきちんと確認してほしい。

- ・ 加害者の現住所、出所時期などに関する情報を被害者に提供する。

注 9) 加害者の処遇に関する意見陳述等に係る要望の詳細

- ・ 被害者が加害者の処遇に意見を述べられるようにすること。
- ・ 満期出所・退院でも保護観察期間を確保すべき。生命犯は終身保護観察に付すべき。
- ・ 精神障害者の犯罪では、治療後に刑事責任を負わせるべき。
- ・ 処遇指針である少年簿に、被害者や遺族が何を訴え何を望んでいるのか、記載する必要があるのではないか。
- ・ 仮出獄の決定に際し、犯罪被害者の意見の反映が不十分ではないか。
- ・ 加害者の改善更生に偏った保護行政の在り方を是正すべきではないか。
- ・ 加害者の保釈や服役後の釈放に際し、被害者の安全確保を考慮の基準に入れること。この点に関して被害者が意見を述べる機会を設けること。釈放にあたり、被害者の安全確保のために必要な条件遵守を義務付けられるようにすること。
- ・ 仮出所を決定する際に、被害者の意見を反映させることができるようにしてほしい。

注 10) 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等に係る要望の詳細

- ・ 矯正教育のあり方を見直し、刑務所、少年院等で、被害者や遺族の心情、状況を知る機会を増やしてほしい(被害者、遺族から加害者に手紙が届く、加害者が被害者、遺族に手紙を書くなど一律に排除するのではなく、被害者、遺族が希望すれば許可されるように)。
- ・ 矯正施設において、被害者及び被害者遺族の心情や状況を知る機会の実施
- ・ 矯正保護関係職員(刑務官、少年院の教官、保護観察官等)も被害者、遺族の置かれている状況を知るように努めること(被害者、遺族とじかに話したり、耳を傾ける機会をつくる)。
- ・ 矯正保護関係職員に対する被害者の状況に関する研修の実施

注 11) その他刑事司法の充実等に係る要望の詳細

- ・ 犯罪被害者のための刑事司法の実現(加害者と犯罪事実の詳細な把握、被害者の名誉の保護、加害者への適正な刑罰)
- ・ 裁判の進行に伴い、加害者の保護ばかりが目につき、被害者の立場や感情を無視した司法のあり方に疑問を感じる。
- ・ 日本の刑事司法そのものが被害者を再び傷つけることにもなる。被害者自身が自分なりにかかわることができたと思えるような制度が被害者の回復のために不可欠である。
- ・ 真実を知るために、捜査状況や刑事裁判などの刑事司法にかかわりたい。
- ・ 民事交渉の話が進んでいるとか、加害者がゴールド免許であるとか、見せ掛けの謝罪に来ていることを理由にして情状酌量で実刑にならないことがあるなど、こじつけの執行猶予判決を見直すこと。
- ・ 裁判官は判例のみを強調し、被害者の心情を理解していない。

- ・ 飲酒の前科があるにもかかわらず実刑にならないなど、マニュアル化の判決はやめてほしい。
- ・ 事件は一件一件違うことを認識していない。マニュアル裁判になっている。前例踏襲裁判はやめていただきたい。
- ・ 改悛の状があり、再犯のおそれがないと誰の目から見ても明らかな場合に執行猶予とするのが筋である。無免許運転、スピード違反、飲酒運転で刑事起訴された加害者が再犯する頻度は高く、執行猶予の意味が薄れている。執行猶予は特別な事例とするべきで、むやみに付けないこと。

(省庁名：内閣府)

【第4回検討会における犯罪被害者等からの要望： 関連】

少年事件の被害者についても基本法の対象とすべき。

犯罪被害者等基本法の第2条(定義)において、「犯罪被害者等」に関しては、その受けた被害にかかる事件の加害者について年齢要件は示されておらず、したがって、少年事件の被害者も基本法の対象となっている。

(以上)